

日田市リフォーム支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、子育て世帯の住環境の向上や三世代同居による子育て及び世代間支援、高齢者の暮らしの安全確保を図るため、子育てのための改修工事、三世代同居のための改修工事及びバリアフリー改修工事を行った住宅の所有者等に対し、予算の範囲内において日田市リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、日田市補助金等交付規則（平成9年日田市規則第36号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「子育て世帯」とは、世帯の構成員に18歳未満（当該年度4月1日時点の年齢）の子ども（申請時点において母子健康手帳で出産予定が確認できる子どもを含む）がいる世帯をいう。
- （2）「三世代同居世帯」とは、18歳未満（当該年度の4月1日における年齢）の子ども（申請時点において母子健康手帳で出産予定が確認できる子どもを含む）を含む三世代以上が同居する世帯をいう。
- （3）「高齢者世帯」とは、世帯の構成員に65歳以上（申請時の年齢）の高齢者がいる世帯をいう。
- （4）「子育てのための改修工事」とは、子育て世帯が行う住宅の改修工事で、別表1に掲げる要件を満たす工事をいう。
- （5）「三世代同居のための改修工事」とは、三世代が同居するために行う住宅の改修工事で、別表2に掲げる要件を満たす工事をいう。
- （6）「バリアフリー改修工事」とは、高齢者世帯が行う住宅の改修工事で、別表3に掲げる要件を満たす工事をいう。
- （7）「公的年金等」とは、所得税法第35条第3項に掲げる年金をいう。
- （8）「近居」とは、補助対象住宅の中学校区内に居住することをいう。
- （9）「祖父」とは、子育て世帯の世帯主またはその配偶者の父をいう。
- （10）「祖母」とは、子育て世帯の世帯主またはその配偶者の母をいう。
- （11）「多子世帯」とは、世帯の構成員に3人以上の18歳未満（当該年度4月1日時点の年齢）の子ども（申請時点において母子健康手帳で出産予定が確認できる子どもを含む）がいる世帯をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）子育てのための改修工事、三世代同居のための改修工事又はバリアフリー改修工事を行う住宅の所有者等で市内に住所を有する者であること。
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （3）本市の市税に滞納がないこと。

(補助対象事業、経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
子育て支援型 (一般型、多子世帯加算型)	子育てのための改修工事に要する経費	補助対象経費の額に2/10を乗じて得た額とし、住宅1戸当たり一般型は40万円、多子世帯加算型は50万円を限度額とする。
三世代同居支援型 (一般型、多子世帯加算型)	三世代同居のための改修工事に要する経費	補助対象経費の額に5/10を乗じて得た額とし、住宅1戸当たり一般型は75万円、多子世帯加算型は85万円を限度額とする。
高齢者バリアフリー型	バリアフリー改修工事に要する経費	補助対象経費の額に2/10を乗じて得た額とし、住宅1戸当たり30万円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 改修する住宅に居住する（予定を含む。）世帯全員の直近の住民票
 - (3) 市税完納証明書
 - (4) 世帯全員（満18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者を除く。）の前年の所得額がわかる証明書（三世代同居支援型の改修工事の場合を除く。）
 - (5) 住宅の所有者がわかる証明書
 - (6) 改修工事を行う住宅の周辺の見取図
 - (7) 改修工事の内容を示す平面図及びその他の図面
 - (8) 改修工事の内訳書（見積書）
 - (9) 住宅の建築年を証する書類
 - (10) 耐震性の有無を証する書類（昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して三世代同居支援型の改修工事を行う場合に限る。）
 - (11) 委任状
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付申請は、同一住宅につき同一の年度において複数の補助対象事業について行うことはできないものとする。
- 3 申請者が補助金の交付申請をすることができる回数は、同一住宅において1とする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)(以下「交付決定通知書」という。)又は、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、交付決定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 前項の変更申請については、前条の規定を準用する。

(補助事業の取り止め申請)

第8条 補助事業者は、補助事業を取り止めようとするときは、あらかじめ取り止め申請書(様式第5号)に交付決定通知書を添付し市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 改修工事に係る工事代金の領収書の写し

(2) 改修工事の実施箇所の写真(施工状況及び工事完了が確認できるもの)

(3) 耐震性を有することを証する書類(第5条の申請時において耐震性を有していない場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条の報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1) この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年 7月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 6年11月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表 1

子育て支援型（一般型、多子世帯加算型）

1 世帯要件	(1) 一般型 子育て世帯で、かつ、世帯全員（三世代同居世帯は子育て世帯に限る）の前年の所得総額が600万円未満の世帯が行う工事 (2) 多子世帯加算型 多子世帯で、かつ、世帯全員（三世代同居世帯は子育て世帯に限る）の前年の所得総額が600万円未満の世帯が行う工事
2 住宅要件	日田市内にあり、子育て世帯が居住している住宅（離れ等の付属棟のみを改修する場合を除き、マンション等の共同住宅にあつては専有部分に限る。）で行う工事（既存住宅を購入して工事を行う場合を含む。） この場合において、店舗等の用途を兼ねる住宅であるときは、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅にあつては、大分県が実施する耐震アドバイザー派遣制度を利用すること。
3 工事要件	次の第1号から第10号までのいずれかの工事を1以上含み、かつ、第14号の要件を満たす工事（第1号から第10号までのいずれか1以上の工事と併せて行う第11号、第12号又は第13号の工事を含む。） なお、多子世帯加算型の場合は、第1号から第3号の1以上を行うこと。 (1) 子ども部屋（収納、便所、廊下を含む。以下「子ども部屋等」という。）の増築工事 (2) 子ども部屋等の間取り変更工事 (3) 子ども部屋等の内装改修工事 (4) 子どものために行う便所改修工事 (5) 子どものために行う浴室及び洗面所改修工事 (6) ベビーカー用スロープ設置工事 (7) テレワークスペース改修工事 (8) キッズスペース改修工事 (9) 対面キッチン改修工事 (10) その他市長が認める子どものために行う改修工事 (11) 別表3に掲げる工事（祖父又は祖母が近居する場合に限る。） (12) 省エネ改修工事 (13) 宅内配管設備工事（合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。） (14) (1) から (10) までの補助対象工事費の合計が30万円以上の工事
4 施工者要件	次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。 (1) 日田市内に本店を有する法人 (2) 日田市内に住民票がある個人

別表 2

三世代同居支援型（一般型、多子世帯加算型）

1 世帯要件	(1) 一般型 三世代同居世帯（予定を含む※） (2) 多子世帯加算型 多子世帯を含む三世代同居世帯（予定を含む※） ※転居等により申請日以降に三世代同居となる世帯
2 住宅要件	日田市内にある既存住宅（既存住宅を購入する場合を含む。） 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅にあっては、本事業におけるリフォーム完了後までに耐震性を有するものとする。
3 工事要件	次の第1号を行い、かつ、第8号を満たす工事（併せて行う第2号から第7号を含む。）（当該工事に係る調査及び設計料を含む。） (1) 三世代が同居するために行う以下の要件を満たす工事 ①玄関※、②トイレ、③浴室（脱衣室を含む。）、④キッチンの4つの部位のうち1部以上を改修又は増設（改修による増設及び増築による増設）する工事。 ※「玄関」とは、建物の外部から世帯内外の人が建物内の主要な室に出入りできる部位をいう (2) 世帯を区切るために間仕切り壁やドアを設置（移設を含む。）する工事 (3) その他市長が認める改修工事 (4) 別表1に掲げる工事（(1)に該当するものを除く） （ただし、子育て世帯員全員の前年の所得総額が600万円未満の世帯が行う場合に限る） (5) 別表3に掲げる工事（(1)に該当するものを除く） （ただし、高齢者世帯で、かつ、世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満（高齢者と高齢者以外（18歳以上の世帯員を除く））からなる世帯の所得においては、公的年金等を除く）の世帯が行う場合に限る） (6) 省エネ改修工事 (7) 宅内配管設備工事（(1)の工事に伴う工事及び合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。） (8) (1)の補助対象工事費の合計が30万円以上のもの
4 施工者要件	次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。 (1) 日田市内に本店を有する法人 (2) 日田市内に住民票がある個人

別表 3

バリアフリー改修工事

1 世帯要件	高齢者世帯で、かつ、世帯全員の前年の所得総額が350万円未満の世帯が行う工事（高齢者及び高齢者以外の者（18歳未満の者を除く。）からなる世帯の所得においては、公的年金等を除く。）
2 住宅要件	日田市内にあり、高齢者世帯が居住している住宅（離れ等の付属棟のみを改修する場合を除き、マンション等の共同住宅にあつては専有部分に限る。）で行う工事（既存住宅を購入して工事を行う場合を含む。）であること。 この場合において、店舗等の用途を兼ねる住宅であるときは、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅にあつては、大分県が実施する耐震アドバイザー派遣制度を利用すること。
3 工事要件	次の第1号から第9号までのいずれかの工事を1以上含み、かつ、第12号の要件を満たす工事（第1号から第9号までのいずれか1以上の工事と併せて行う第10号又は第11号の工事を含む。）であること。 （1）高齢者用の寝室（収納、便所、浴室、洗面所及び廊下を含む。以下「寝室等」という。）の増築工事。ただし、増築部分は、段差をなくす等高齢者に配慮した仕様にする。 （2）高齢者用の寝室等の間取り変更工事 （3）高齢者用の寝室等の内装改修工事 （4）床の段差解消工事、スロープ設置工事 （5）手すり設置工事 （6）高齢者のために行う便所改修工事 （7）高齢者のために行う浴室、洗面所改修工事 （8）車椅子対応型流し台設置工事 （9）その他市長が認めるバリアフリー改修工事 （10）省エネ改修工事（ヒートショック対策工事を含む。） （11）宅内配管設備工事（合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。） （12）（1）から（9）までの補助対象工事費の合計が30万円以上の工事
4 施工者要件	次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。 （1）日田市内に本店を有する法人 （2）日田市内に住民票がある個人